

豊山町告示第65号

豊山町犯罪被害者等見舞金給付要綱を次のように定める。

令和6年9月25日

豊山町長 鈴木 邦 尚

豊山町犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊山町犯罪被害者等支援条例（令和6年豊山町条例第24号）第8条に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、豊山町犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を給付するものとし、その給付については、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（精神疾患を含む。以下同じ。）をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害（その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上

かつ当該負傷又は疾病の療養のために通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。ただし、精神疾患においては、犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。)の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつその症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをいう。

(6) パートナーシップにあった者 豊山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱(令和4年豊山町告示第48号。以下「パートナーシップ要綱」という。)第2条第1号に規定するパートナーシップにあった者(パートナーシップ要綱第6条の規定により豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(以下「宣誓証明書」という。)及び豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(以下「宣誓証明カード」という。)の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)に限る。)をいう。

(7) ファミリーシップにあった者 パートナーシップ要綱第2条第2号に規定するファミリーシップにあった者(宣誓者に限る。)をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付の額(以下「給付額」という。)及び給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次のとおりとする。ただし、給付対象者は、愛知県犯罪被害者等見舞金給付要綱第8条の規定に基づき愛知県犯罪被害者等見舞金の給付決定を受けた者とし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、その世帯における上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族(次号に定める給付の後、当該見舞金の受給に係る犯罪行為を起因として死亡した者の遺族を含む。)であって、当該犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有する次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所

を有する重傷病を負った犯罪被害者

2 前項各号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに町内に居住している場合は、町内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により町内に住所を有している者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（犯罪被害者とパートナーシップにあった者を含む。）を含む。）

(2) 犯罪被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者（ファミリーシップにあった者を含む。）を含む。）、父母（ファミリーシップにあった者の親及びそのパートナーを含む。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該犯罪被害者と生計を共にしていた世帯に属する者

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者と生計を共にしていたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付対象となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としないものとする。

5 第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 町長は、次に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係（パートナーシップ又はファミリーシップにあった者を含む。）を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が

18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員であったとき又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき。

（見舞金の給付の申請）

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡日を証明することができる書類
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請を行う者が犯罪被害者とパートナーシップ又はファミリーシップにあった者であるときは、その事実を認めることができる宣誓証明書又は宣誓証明カード
- (6) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（パートナーシップにあった者を含む。）を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請を行う者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計を共にしていた事

実を認めることができる書類

(8) 第1順位遺族が2人以上あるときは、豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）

受給代表者決定申出書（様式第2号）

(9) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類

(10) 愛知県犯罪被害者等見舞金給付要綱による愛知県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

(11) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の給付を申請しようとする場合は、豊山町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書（様式第3号）に、次に定める書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請することができる。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類

(3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類

(4) 愛知県犯罪被害者等見舞金給付要綱による愛知県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

(5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

3 規則第11条に定める実績報告は、前2項に定める申請をもってこれに代えるものとする。

（申請期限）

第7条 規則第3条の町長が定める期日は、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師に重傷病であると診断された日をいう。）から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときとする。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（給付の決定等）

第8条 町長は、規則第4条第1項の規定により見舞金の給付を適当又は適当でないとしたときは、同項の規定にかかわらず、豊山町犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第

4号)又は豊山町犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書(様式第5号)により、申請を行った者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する見舞金の給付審査に際し、申請者等に対し当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合において、町長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、申請者の同意を得て、その審査に必要な限度で関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請の取下げ期日は、規則第7条第1項に基づき、見舞金の給付決定の通知を受けた日から15日以内とし、豊山町犯罪被害者等見舞金給付申請取下げ届出書(様式第6号)により、町長に届け出なければならない。

(見舞金の請求)

第10条 第8条第1項の規定により給付決定を受けた者は、豊山町犯罪被害者等見舞金給付請求書(様式第7号)により、町長に見舞金の給付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、規則第14条の規定により給付決定を取り消したときは、豊山町犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書(様式第8号)により、当該給付を受けた者に通知するものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 町長は、見舞金の給付を行うに当たり必要な範囲内において、警察等関係機関から個人情報を収集し、提供を受けることができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、見舞金の給付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。